

2015年2月10日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 第16回

「安定調達比率」とは？

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第16回は、安定調達比率の内容を解説します。

1 定量的な流動性規制の導入

サブプライム問題に端を発する金融危機においては、8%の最低水準を大きく上回る自己資本比率を維持していた大手銀行であっても、破綻の危機に瀕したという事実があります。これらの銀行の中には、運用資産の流動性不足により債務の返済が著しく困難に陥った銀行がありました。

そこで、バーゼルⅢでは、新たなリスク指標として、二つの定量的な流動性規制を導入しています(第7回参照)。一つは前回(第15回)に解説した「流動性カバレッジ比率(LCR: Liquidity Coverage Ratio)」であり、いま一つは今回解説する「安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)」です。

2 1年間を目途に持続可能な資産・負債の満期構造の維持

NSFR導入の目的は、銀行の流動性リスク管理の強靱性を中長期的な観点からも高めることにあります。バーゼルⅢでは、銀行の維持すべきNSFRを100%以上としています。これを言い換えると、流動性を生むことが期待できない資産(分母: 所要安定調達額)を、流動性の源となる安定的な調達(分子: 利用可能な安定調達額)によってカバーすることを求めています(図表1参照)。

図表1 バーゼルⅢ: NSFRの基準の概要及び算入率一覧

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達)}}{\text{所要安定調達額 (資産)}} \geq 100\%$$

所要安定調達額【NSFRの分母】		利用可能な安定調達額【NSFRの分子】	
項目	算入率	項目	算入率
・現金、中銀預け金及び残存6か月未満の中銀向け与信	0%	・規制上の資本(但し、残存1年未満のTier2は除く)	100%
・処分制約のないレベル1資産 (現金、中銀預け金、残存6か月未満の中銀向け与信を除く)	5%	・長期負債(残存1年以上)	95%
・レベル1資産を担保とした金融機関向け貸付(残存6か月未満)	10%	・個人・中小企業からの「安定」預金 (満期の定めなし、または残存1年未満)	90%
・処分制約のないレベル2A資産	15%	・個人・中小企業からの「準安定」預金 (満期の定めなし、または残存1年未満)	50%
・レベル1資産以外を担保とした金融機関向け貸付及び無担保の金融機関向け貸付(残存6か月未満)	50%	・非金融業の企業顧客からの預金等 (満期の定めなし、または残存1年未満)	50%
・処分制約のないレベル2B資産	65%	・ソブリン、PSE等からの資金調達 (満期の定めなし、または残存1年未満)	0%
・6か月以上1年未満の処分制約のある資産	85%	・オペレーショナル預金	
・処分制約のない金融機関向け貸付(残存6か月以上~1年未満)		・その他の負債(金融機関、中銀からの資金調達を含む、残存6か月以上~1年未満)	
・自行以外の金融機関に預け入れているオペレーショナル預金		・その他の負債(金融機関、中銀からの資金調達を含む、残存6か月未満)	
・上記以外の処分制約のない資産(残存1年未満)		・その他の資本	
・処分制約のない住宅ローン(残存1年以上、RW 35%以下)		・デリバティブ資産からデリバティブ負債を差し引いた額 (各々、条件を満たす変動証拠金との相殺を勘案後) がマイナスの場合、その絶対値の金額	
・処分制約のない、非金融機関、ソブリン、中銀、PSE等向け貸付(残存1年以上、RW35%以下)			
・金などのコモディティ資産			
・処分制約のない正常債権(残存1年以上、金融機関向けを除く)			
・デフォルトしていない、高品質流動資産(HQLA)以外の証券			
・デリバティブに関連して差し入れている当初証拠金			
・1年以上の処分制約のある資産	100%		
・デリバティブ資産からデリバティブ負債を差し引いた額(各々、条件を満たす変動証拠金との相殺を勘案後)がプラスの場合、その金額			
・デリバティブ負債額(変動証拠金との相殺前)の20%相当の金額			
・その他資産(デフォルトしている証券、固定資産等)			

(注) 赤字は、市中協議文書(2014年1月)からの変更点を示す。
 (※1) NSFRは、帳簿価額(carrying value)に基づき算出される。
 (※2) 「レベル1資産」、「レベル2A資産」、「レベル2B資産」の定義は、LCRのケースと同様である(第15回参照)
 (出所) 金融庁/日本銀行「安定調達比率(Net Stable Funding Ratio: NSFR)最終規則の概要」(2015年2月)

銀行は、業務の性質上、資金の運用と調達の間隔の相違（ミスマッチ）に起因する流動性リスクを本質的に抱えています¹。そこで、バーゼルⅢは、NSFRを導入することで、銀行に対し、対象期間（time horizon）を1年とし、より安定的な調達源を常に確保したうえで業務を行うように促すことにより、持続可能な資産・負債の満期構造を維持することを求めているのです。

3 流動性の源となる安定的な調達

それでは、NSFRの分子にあたる「利用可能な安定調達額」とは、どのような調達をいうのでしょうか。代表的な例を挙げてみましょう。

バーゼルⅢ適格の自己資本（残存期間1年未満のTier 2を除く）や、長期（残存期間1年以上）の負債は、流動性の源となる安定的な調達源の最たるものであることから、その全額を算入できます。

また、個人・中小企業からの預金（満期の定めなし、又は残存期間1年未満）についても、預金者が預金を全額引き出す可能性が著しく低いといえる「安定」預金に該当する場合、その95%（ヘアカット5%）を算入できます。

非金融法人からの調達（残存期間1年未満）やオペレーショナル預金についても、その50%（ヘアカット50%）を算入できます。

中央銀行や金融機関からの資金調達は、残存期間が6ヶ月以上1年未満であればその50%（ヘアカット50%）を算入できますが、残存期間が6ヶ月未満の場合は一切算入できません。

4 流動性を生むことが期待できない資産

それでは、NSFRの分母にあたる「所要安定調達額」とは、どのような資産をいうのでしょうか。こちらでも代表的な例を挙げてみましょう。

1年以上の処分制約のある資産²、非上場株式、固定資産、デフォルトしている証券等は、流動性を生むことが期待できない資産の最たるものであることから、その全額を算入しなければなりません。

デリバティブ取引については、ネット受取額（算入率100%）、拠出した当初証拠金（算入率85%。ただし、2015年12月から適用される「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」の影響を見て、算入率が見直される可能性あり。）、そしてデリバティブ負債（算入率20%）を算入する必要があります。

これに対して、現金、中銀預金、残存期間6ヶ月未満の中銀手形等は、流動性があるといえることから、一切算入する必要はありません。

5 適用は2018年から

NSFRは、2018年1月から適用される予定です。銀行には十分な準備期間があるといえるでしょう。

以上

次回（第17回）は、[システム上重要な銀行へのサーチャージ（資本上乘せ規制）](#)の内容を解説します。

1) 銀行は、短期の資金調達（預金等）を中長期の資金運用（融資等）にまわすことにより、实体经济に資金供給を行っています。こうした行為を、満期変換（maturity transformation）といいます。満期変換の流動性リスクは、中央銀行の「最後の貸し手機能（lender of last resort）」によって担保されます。

2) 「処分制約のある資産」の例としては、カバード・ボンドの対象資産（カバープール）が挙げられます。